

必読

# 暮らしの法律ナビ

No.80 民法・不動産登記法の  
改正法案の概要

政府は所有者不明土地  
対策として民法・不動産  
登記法（所有者不明土地  
関係）の改正法案を今国  
会で成立させ令和5年度  
の施行を目指している。  
特に土地相続及び登記制  
度が大きく変更となるよ  
うだ。いまは相続が発生  
しても登記義務はなく、  
登記申請しなくても罰  
則はない。改正案は所有  
権の取得を知ってから3  
年以内に登記申請せず、  
督促に応じない場合は10  
万円以下の過料となる。

不動産の所有者が住所や  
氏名を変更した場合も2  
年以内に登記申請せず、  
督促に応じない場合は5  
万円以下の過料となる。

又、登記所が住民基本台  
帳ネットワークで相続の  
発生や住所及び氏名の変  
更を把握できる仕組みも  
設ける。その他、相隣関  
係の隣地使用権や竹木の  
枝等の切除権、共有地の  
ガス管や水道管等の設置  
や使用権、身近な生活問  
題に関する改正案が法務  
省HPに掲載されている  
ので確認してほしい。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

## 三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)  
<http://www.sandachuo.com>